

許可番号 04060003811

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

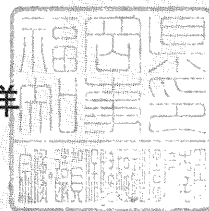
住 所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2567番地

氏 名 大谷化学工業株式会社
代表取締役 大谷 勝己

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許 可 の 年 月 日 平成 27 年 7 月 30 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 34 年 7 月 29 日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

鉱 さい（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 石 綿 等

ば い じ ん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃 え 殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。） 以上4品目 以下余白

積替え、保管を含む。

廃 油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1,2-ジクロロエタン又は1,1-ジクロロエチレン又はシス-1,2-ジクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタン又は1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロパン又はベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1,2-ジクロロエタン又は1,1-ジクロロエチレン又はシス-1,2-ジクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタン又は1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロパン又はチウム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1,2-ジクロロエタン又は1,1-ジクロロエチレン又はシス-1,2-ジクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタン又は1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロパン又はチウム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

（以下裏面に記載）

感染性産業廃棄物

廃水銀等

汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1,2-ジクロロエタン又は1,1-ジクロロエチレン又は1,2-ジクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタン又は1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロペン又はチウム又はシマジン又はチベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字釜屋2745番11

ア 面積 積：9.9㎡

特別管理産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物

保管上限：2t

積み上げることのできる高さ：2m

(2) 所在地：福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字鶴町2567番13

ア 面積 積：6㎡

特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、廃水銀等、汚泥

保管上限：総量4㎡（産業廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）を含む。）

積み上げることのできる高さ：1m

以下余白

3. 許可の条件

積替え保管行為は、上記積替え保管場所以外では行わないこと。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 7月30日 更新許可

平成12年 7月10日 変更許可により取扱品目（鉱さい、廃石綿等、ばいじん、燃え殻）の追加及び積替え、保管に係る取扱品目（感染性産業廃棄物）の追加

平成15年 7月30日 更新許可

平成18年 4月19日 変更許可により取扱品目（廃酸、廃アルカリ、ばいじん、燃え殻、汚泥）の限定の変更

平成19年 8月 7日 変更届出により積替え保管上限の増加

平成20年 7月30日 更新許可

平成24年 9月25日 変更許可により積替え、保管に係る取扱品目（廃酸、廃アルカリ、汚泥）の限定の変更

平成25年 7月 5日 変更許可により積替え、保管に係る取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）の限定の変更

平成27年 7月30日 更新許可

平成28年 8月 5日 変更許可により取扱品目（廃水銀等）及び積替え、保管に係る取扱品目（廃水銀等）の追加

平成30年 2月13日 変更届出により積替え保管場所の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無 有・**無**

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 **有**・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。